

建築物省エネ法に基づく
省エネ基準適合義務制度等に
係る手続きマニュアルR7.4月版（抜粋）

The screenshot shows the 'Warmth and Energy-Saving Equipment Portal' (温熱・省エネ設備機器等ポータル) website. Red arrows and callouts highlight key features:

- 省エネ性能表示制度 (Energy Efficiency Labeling System):** A red arrow points to the '省エネ性能表示制度' section, which includes links for '省エネ性能ラベル等作成プログラム (自己評価)' and '申請窓口の検索'.
- 事業者リンク一覧 (Business Link List):** A red arrow points to the '事業者リンク一覧' section, which lists companies like '株式会社A', '株式会社B', and '株式会社C'. A callout explains that the search results are randomized by access frequency.
- 性能証明書類 (Performance Certificate Types):** A red arrow points to the '性能証明書類 (第三者認証書、自己適合宣言書)' section, which states that these documents can be used for third-party certification, self-declaration, and other purposes.
- モデル建物法 (Model Building Method):** A red arrow points to the 'モデル建物法' section, which states that the necessary performance values are already entered and recorded, making them usable for energy-saving calculations and product inclusion.

※検索結果に表示される事業者様名の順序はアクセスの度にランダムに入れ変わります。

各事業者のホームページへ

型番	①定格能力(冷房)	②定格能力(暖房)	③定格能力(冷房)	④定格能力(暖房)	⑤定格能力(冷房)	⑥定格能力(暖房)	生産品質・試験品質による区分
	kW/台	kW/台	kW/台	kW/台	kW/台	kW/台	

モデル建物法の入力に必要な性能値が整理され記載されているため、
②省エネ計算において活用可能です。
③製品納入等の際、このページを納入仕様書等に添付して、性能値を明示可能です。

〔「温熱・省エネ設備機器等ポータル」活用のイメージ〕

③計画変更する場合の手続き

省エネ基準適合判定通知書の交付を受けた後に、省エネ計画に記載されている内容について変更を行う場合（以下に詳述する「軽微な変更」に該当する場合は除く。）、建築主は変更後の工事に着手する前に、その変更後の省エネ計画を所管行政庁又は省エネ適判機関に提出する必要がある。

ただし、このいわゆる「再適判」に該当するのは「評価方法（計算方法）の変更」及び「用途の変更」であり、多くの場合は以下の「軽微な変更」として扱われることとなるため留意すること。

なお、再適判となる「評価方法（計算方法）の変更」とは、例えば、「モデル建物法」で評価していたものを「標準計算法」により評価するように見直す場合などが該当する。

●再適判の場合の変更申請手続き

基本的な手続きは、②b で示す省エネ適判申請の場合と同様であるが、変更申請の場合は、所管行政庁又は省エネ適判機関に対して、以下の申請添付図書等を2部提出する。

変更に係る審査が完了した後、所管行政庁又は登録省エネ判定機関から変更に係る省エネ適合性判定通知書の交付とともに、最終版確認印等を行った変更計画書の副本及びその添付図書も返却される。

変更に係る省エネ適合性判定通知書と、返却を受けた変更計画書の副本は、建築確認を行う建築主事等へ提出する。また、添付図書については、完了検査申請時に提出する。

[変更申請の場合に提出が必要な図書等]

- 変更後の省エネ計画書
- 省エネ適判申請に必要な図書等（②b i）のうち当該変更に係るもの

●軽微な変更の場合の手続き

上述の再適判が必要な場合（用途の変更又は評価方法（計算方法）の変更に該当する変更の場合）を除き、「建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更」、すなわち「軽微な変更」として扱われる¹⁵。

この軽微な変更は、住宅・非住宅ともに

- a. 省エネ性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更
- b. 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更
- c. 再計算によって基準適合が明らかな変更

の3つに分類される。

- a. ルートA：省エネ性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更

●該当する変更

非住宅	住宅
・建築物高さ又は外周長の減少 ・外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少 ・空気調和設備等の効率の低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む） ・エネルギーの効率的利用を図ること	・外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮の各部位の面積が変わらない場合に限る。）、又は開口部の面積が増加しない変更（開口部の仕様がかわらない場合に限る。） ・通風等の利用によりエネルギー消費

¹⁵ 建築物省エネ法第11条、建築物省エネ法施行規則第5条

のできる設備の新設又は増設	性能が低下しない変更 ・ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。） ・ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
---------------	---

●手続き

「軽微な変更説明書¹⁶」の作成とともに、その変更内容が分かる図書一式を併せて完了検査申請時に完了検査を受ける建築主事等に提出する。

b. ルート B：一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更

変更前の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）が基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）に比較し10%以上少ない建築物エネルギー消費性能確保計画に係る変更が該当する。

●該当する変更

非住宅	住宅
・ 空気調和設備 次の（い）又は（ろ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。 （い） 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加（5%を超えない場合に限る。）又は減少 （ろ） 熱源機器の平均効率の10%を超えない低下 ・ 機械換気設備 一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、次の（い）又は（ろ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。	次のイ又はロの変更が該当する（イとロの変更を同時に行う場合を除く）。 イ 床面積 主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減。 ロ 外皮 外皮面積の合計に変更がなく、変更前の外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率が基準値の0.9倍以下の場合に、次の（イ）から（ニ）のいずれか（同時に二以上の変更を行う場合を除く。）に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。 （イ） 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更 （ロ） 変更する開口部面積が外皮面積

¹⁶ 建築基準法施行規則第4条第1項第5号

(い) 送風機の電動機出力の 10%を超えない増加 (ろ) 一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の 5%を超えない増加（室用途が駐車場又は厨房である場合に限る） ・ 照明設備 一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、単位床面積あたりの照明器具の消費電力の 10%を超えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。 ・ 給湯設備 一次エネルギー消費量の算定対象となる湯の使用用途毎に、給湯機器の平均効率の 10%を超えない低下に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。 ・ 太陽光発電設備 次の（い）又は（ろ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。 (い) 太陽電池アレイのシステム容量の 2%を超えない減少 (ろ) パネルの方位角の 30 度を超えない変更又は傾斜角の 10 度を超えない変更	の合計の 1/200 を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更 (ハ) 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 (ニ) 基礎断熱の基礎形状等の変更
--	---

●手続き

「軽微な変更説明書」の作成とともに、その変更内容が分かる図書一式を併せて完了検査申請時に完了検査を受ける建築主事等に提出する。

c. ルート C：再計算により省エネ基準に適合することが明らかな変更

●該当する変更

住宅・非住宅ともに、再適判に該当しない変更（「用途の変更」及び「評価方法

（計算方法）の変更」を除く変更）であって、最初に実施した省エネ適判と同じ評価方法で再度、評価（計算）し省エネ基準適合を確認する変更が該当する。

●手続き

所管行政庁又は登録省エネ判定機関から「軽微な変更該当証明書」の交付を受け、完了検査申請時に当該「軽微な変更該当証明書」とその内容が分かる図書一式を「軽微な変更説明書」の一部として建築主事等に提出する。

●評価方法を変更した際の取扱いについて

省エネ適判において評価方法の変更があった場合には再適判が必要となるが、住宅の評価方法は複数存在し、その組み合わせによっては取扱いが異なる。そのため、下表に評価方法を変更した際の省エネ適判の要否に係る取扱いを整理したので参照されたい。

- ・仕様基準→標準計算、仕様計算併用法への変更：新規の適判（No.1,2）
- ・標準計算⇔仕様計算併用法への変更：再適判（No.3,4）
- ・仕様計算併用法における外皮性能と一次エネルギー消費性能の評価方法をそれぞれ変更する変更：再適判（No.5）
- ・標準計算、仕様計算併用法→仕様基準：省エネ適判不要（No.8,9）
- ・仕様基準→仕様基準への変更：省エネ適判不要（No.10）

標準計算、仕様計算併用法から仕様基準への変更、若しくは、仕様基準から仕様基準への変更について、変更後も仕様基準に適合し、建築基準法令の規定に係る変更を伴わない場合は、新規で省エネ適判受ける必要はない。ただし、完了検査時に提出する書類には変更内容を示す必要があるので留意されたい。

No.	当初（建築確認申請時）		変更後	
	評価方法	省エネ適判の要否	評価方法	省エネ適判の要否（再適判含む）
1	仕様	不要	計算	新規の適判
2	仕様	不要	併用	新規の適判
3	計算	必要	併用	再適判
4	併用	必要	計算	再適判
5	併用	必要	併用（外皮と一次エネの評価方法をそれぞれ変更）	再適判
6	併用	必要	併用（外皮と一次エネの評価方法は変更なし）	不要（軽微な変更）
7	計算	必要	計算	不要（軽微な変更）
8	計算	必要	仕様	不要※
9	併用	必要	仕様	不要※
10	仕様	不要	仕様	不要

※ 完了検査の申請までに省エネ適判を受けることも可能であり、その場合は、適合判定通知書又はその写し並びに当該省エネ適判に要した図書及び書類を、完了検査時に建築主事等に提出する。

〔住宅における省エネ適判の要否に係る取扱い〕

なお、標準計算、仕様計算併用法→仕様基準に変更する際は、法第 11 条第 2 項に基づく省エネ適判を取得することが望ましい。

また、非住宅建築物の評価方法の変更については、前述した標準入力法からモデル建物法への変更（またはその逆の変更）が軽微な変更の対象から除かれている（再適判が必要である）のと同様に、モデル建物法からモデル建物法（小規模版）への変更（またはその逆の変更）についても軽微な変更には該当しない（再適判が必要である）ため、留意されたい。

2) 省エネ適判と住宅性能評価を同一機関に申請する場合の手続きの合理化

住宅性能評価を利用する場合、当該制度において、省エネ性能を含む住宅の性能について、第三者である住宅性能評価機関において設計図書や各種計算書等を根拠とした審査が行われる。住宅性能表示制度における温熱環境（断熱等性能等級）の等級4以上及び一次エネルギー消費量の等級4以上は、住宅の省エネ基準の性能が含まれていることから、設計住宅性能評価の申請を行っているものについて、申請先の評価機関と同一の機関に対して省エネ適判機関として省エネ適判の申請を行う場合には、省エネ適判用の設計図書等の提出を最低限のものとし、設計住宅性能評価の申請に当たって提出される設計図書・計算書等を用いて省エネ適判の審査を行う合理化措置を建築物省エネ法施行規則に規定¹⁷している。

なお、長期使用構造等の確認を受ける場合においても同様の扱いとすることとしている。

①全体の流れ

住宅性能評価の申請を行っているものについて省エネ適判申請（同時に申請する場合も含む）する場合には、省エネ適判時に提出が必要な書類は通常よりも省略することが可能である。省エネ適判機関（住宅性能評価機関を兼ねるものに限る。）は、設計住宅性能評価の審査において、省エネ基準関係の審査を先行的に行い、当該基準関係の審査が終了した段階で、省エネ適判機関として省エネ基準適合判定通知書を交付することができる。

省エネ適判通知書交付後の流れは、通常の省エネ適判と同様である。

また、建設住宅性能評価を活用する場合には、建設住宅性能評価の現場検査に係る検査報告書を完了検査時に提出することで、検査報告書を活用して完了検査を合理的に行うことが可能となる。

¹⁷ 施行規則第3条第4項